

同時発表：経済産業省、環境省

令和6年1月29日  
物流・自動車局 審査・リコール課  
大臣官房 参事官（イノベーション）

## （株）豊田自動織機のフォークリフト等用エンジンの排出ガス試験等に係る不正行為の報告について

本日、豊田自動織機より、フォークリフト等の産業機械用エンジンの型式指定申請における排出ガス試験等に係る不正行為に関する同社の調査結果の報告を受けました。

この中で、産業機械用の現行エンジンの全機種（5機種）で不正行為を確認したこと、令和5年3月の報告で基準不適合としていた2機種に加え、新たに1機種で基準不適合を確認したこと、自動車メーカーに供給している自動車用エンジン3機種でも不正行為を確認したこと等の報告がありました。

型式指定申請において不正を行うことは、ユーザーの信頼を損ない、かつ、自動車認証制度の根幹を揺るがす行為であり、今回更なる不正行為が明らかになったことは極めて遺憾です。

国土交通省としては、道路運送車両法等に基づき、同社に対して更なる調査を実施し、その結果に基づき、厳正に対処して参ります。

### 1. 豊田自動織機からの報告概要

- (1) 同社の特別調査委員会の調査等により、新たに以下の事項が判明。
  - ① 令和5年3月17日に報告があった4機種を含め、産業機械用の現行エンジンの全機種（5機種<sup>\*</sup>）で排出ガス試験等に係る不正行為を確認したこと  
<sup>\*</sup>フォークリフト等用エンジン4機種、建設機械用エンジン1機種
  - ② 同報告で基準不適合としていた2機種に加え、建設機械用の現行エンジン1機種でも基準不適合を確認したこと
  - ③ 自動車用の現行エンジン3機種で出力試験に係る不正行為を確認したこと
- (2) 同社は、産業機械用の現行エンジン5機種のうち令和5年4月26日に型式指定が取り消された2機種を除く3機種、及び自動車用の現行エンジン3機種について、自主的に出荷を停止する。
- (3) 同社は、新たに基準不適合が確認されたエンジンが搭載された建設機械のリコール措置に向け、建設機械メーカーと連携して対応を行う。
- (4) 同社は、特別調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、再発防止に取り組む。

## 2. 国土交通省の対応

(1) 同社の報告を踏まえ、以下のとおり指示を行った。

- ① 同社において、国土交通省が基準適合性を確認するまで、現行エンジンの出荷を停止すること
- ② 同社において、ユーザー等への丁寧な説明や対応に努めること
- ③ 同社において、新たに基準不適合が確認されたエンジンが搭載された建設機械のリコール措置※に向け、建設機械メーカーと連携して対応を行うこと  
※届出は当該エンジンの供給先である建設機械メーカーが行う。
- ④ 同社が自動車用エンジンを供給する自動車メーカーにおいて、ユーザーへの丁寧な説明や対応に努めること
- ⑤ 建設機械メーカーにおいて、オフロード法の趣旨に則り、リコール措置に向けた対応を行うとともに、ユーザーへの丁寧な説明や対応に努めること

(2) 今後、以下のとおり対応を行う。

- ① 同社へ立入検査を行い、不正行為の事実関係等の確認を行う。
- ② 国土交通省及び（独）自動車技術総合機構において、全ての現行エンジンの基準適合性について、技術的に検証を行う。
- ③ 立入検査及び基準適合性の検証結果を踏まえ、道路運送車両法等に基づき厳正に対処する。

(問い合わせ先)

○道路運送車両法・豊田自動織機関係について

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛭原

代表：03-5253-8111（内線 42313、42314）

直通：03-5253-8595

○建設機械関係について

大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 森下、森川、中根

代表：03-5253-8111（内線 22401、22402、22427）

直通：03-5253-8285